資料編

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会設置要綱

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会 委員名簿

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会作業部会 部会員名簿

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会 開催経過

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会作業部会 開催経過

パブリックコメントによる意見募集の結果

(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 NPO・ボランティア等との協働に関する指針(平成16年3月)の策定の経過を考慮し、外部環境の変化を踏まえた新たな協働指針に改定するため、(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 区と区民及び地域活動団体等(以下「区民等」という。) との協働に関する 基本事項の決定に関すること
 - (2) 区民等との協働推進に関すること
 - (3) その他区の協働に関する必要な事項

(組 織)

- 第3条 委員会は、区長が委嘱する次に掲げる者及び別表に掲げる者をもって構成する。
 - (1)協働に関する学識経験者 2名
 - (2) NPO・ボランティア団体の代表者 1名
 - (3) 町会の役員 1名
 - (4) 地域活動を行う区民 1名
 - (5) 社会貢献活動を行う事業者 1名

(委員長等)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第5条 委員会の招集は、委員長が行う。
- 2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、業務を円滑に行うため、委員会に作業部会を設置することができ

る。

2 前項の作業部会は、委員長が必要と認める事項について調査検討し、委員会へ報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第2条に掲げる任務が完了したときをもって任期満了とする。

(会議の公開等)

- 第8条 委員会の会議(以下「会議」という。)並びに会議録及び会議にかかる資料 (以下「会議録等」という。)は、公開する。
- 2 会議及び会議録等を公開するときは、委員長又は副委員長は必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、区民部区民課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の招集は区民部長が行う。

別表 (第3条関係)

企画財政部長
区民部長
福祉部長
教育委員会事務局次長
社会福祉法人台東区社会福祉協議会常務理事

(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属	備考
委員長	安藤 雄太	法政大学現代福祉学部講師、区協働アドバイザー	
副委員長	稲垣美加子	淑徳大学総合福祉学部教授	部会長
委員	本田 徹	【NPO法人】 特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民の会 代表理事	
(区民委員)	野池 幸三	【町会関係】 台東区町会連合会 副会長	
	池尾 清美	【区民】 区民代表	部会員
	真船 光彦	【企業】 朝日信用金庫 地域産業振興室長	
委 員 (関係機関) 岩﨑 政行		台東区社会福祉協議会 常務理事	
委 員 荒川聡一郎		企画財政部長	
(区職員)	太田 清明	区民部長	
	中沢陽一	福祉部長	
	須賀 裕	教育委員会事務局次長	

(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会作業部会 部会員名簿

役 職	氏 名	所属
部会長	稲垣美加子	検討委員会 副委員長
部会員	西山 美希	【NPO法人】 特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民の会 事務局次長
(区民委員)	山本 雅敏	【町会、コミュニティ等】 浅草橋地区コミュニティ委員会 運営委員長
	池尾 清美	【区民】 検討委員会 委員
部会員 (関係機関)	北村 一功	台東区社会福祉協議会 台東ボランティアセンター コーディネーター
部会員	渡邉 俊二	区民部区民課長
(区職員)	飯田 辰徳	企画財政部企画課主査
	今井 哲也	都市づくり部都市計画課担当係長
	堀越龍太郎	文化産業観光部産業振興課主査
	高畑 信子	福祉部介護保険課主任主事

(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会 開催経過

	開催日時	議題		
		・指針改定における現状と課題		
第1回	平成 25 年 6 月 4 日(火)	・23 区の協働に関する取組み状況について		
- 第1凹	15:30~17:00	・指針改定のポイント		
		・地域活動、社会貢献活動の現状や課題		
第2回 平成 25 年 9 月 10 日(火) 15:30~17:00		・作業部会の検討経過について ・指針改定のポイント		
第3回	平成 25 年 11 月 19 日(火) 15:30~17:00	・(仮称)台東区協働指針(素案)について ・パブリックコメントの実施について		
第4回	平成 26 年 1 月 28 日(火) 15:30~16:30	・パブリックコメントの結果について・指針最終案について・指針の名称について		

(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会作業部会 開催経過

	開催日時	議題
	平成 25 年 6 月 26 日(水)	・協働に関する現状と課題
第1回		・指針改定の意義、協働の必要性について
	18:30~20:30	・台東区らしい協働とは
	平成 25 年 7 月 25 日(木)	・協働に関する事例報告
第2回		・協働の定義、原則、役割、方向性について
	18:30~21:00	・協働を進める上で重要なポイント
	平成 25 年 8 月 21 日(水)	・中間支援組織のあり方及び機能について
第3回		・協働のあり方について
	18:30~21:00	・協働相手の選定基準について
	平成 25 年 10 月 11 日(水)	・協働の推進に向けた取組みについて
第4回	18:30~20:30	・指針素案について
	10.30 ~20.30	1月四 不未に フャ・C

パブリックコメントによる意見募集の結果

意見募集期間	平成 25 年 12 月	16 日	(月) ~	平成 26 年 1 月 1	.0 目 ((金)
意見受付件数	8人 19件					
提出方法の内訳	郵送	1人	1件	ファクシミリ	1人	1件
近山刀石の下頭	ホームページ	5人	16件	持参	1人	1件

(1)協働の推進(全般的な意見)について(7件)

(1)協働の推進(全般的な意見)につい	て (/ 作)
 ご意見	区の考え方
こ思元	(修正がある場合はその内容)
①協働では行政とパートナーが対等な関係性を構築することが不可欠である。また、多様な主体を巻き込むためには、協働により(金銭的なものに限らない)「報酬」が得られることが重要である。	協働を推進するにあたっては、区と協働のパートナーが対等な関係であること、また互いの特性を理解し、活かし合うことが重要であると考えています。また、協働による報酬には、活動の実費経費、労働対価等が考えられますが、協働への期待として、取組みから受ける精神的価値もあると考えます。(4、9頁) 「補完性」には、弱みを補うだけではなく、
協働する上で問題が生じたときの関わり方として、「私たちのできる範囲はここまで」ではなく、「私たちはこれならできる」といった協働への臨み方も含むべきではないか。	お互いの強みを活かし合うという意味も含まれています。ご意見を踏まえて「補完性」の説明に文言を追加しました。(9頁)
③指針を読み、協働の必要性を強く感じた。 台東区には協働のベースがすでにあるので、 それをさらに発展させるため、協働の考え方 を多くの人に知ってもらうことが重要であ る。	協働を推進するためのパンフレット等の 作成により、協働の考え方や取組みが浸透し ていくよう情報発信に努めます。(17頁)
④協働のパートナーは、行政からの資金調達によらず、多様な資金調達の方法を、行政は、資金供給の他、柔軟かつ多様な協働方法を模索してゆく必要性がある。	協働の原則や協働のパートナー選びでは 財源も含めた組織の自立(自律)性を示して います。 また、区では、中間支援組織が助成金等の 情報集約・発信機能を持つよう検討していき ます。(9、12、18 頁)
⑤「台東区が目指す協働」にある「お互いに 思いやりを持って助け合う」という目標を客 観的に評価する指標によって事業効果を測定 できれば、協働パートナーとの協働がより円 滑に進むのではないか。	協働事業を進める際のフォローアップや 客観的な評価を行い、事業や活動の進行管理 も、中間支援組織に必要な機能の一つに位置 付けています。協働事業の質的な評価も含 め、評価方法については今後検討していきま す。(19頁)

ご意見

区の考え方 (修正がある場合はその内容)

⑥地域の担い手として若者が積極的に参加できる「参加の枠組み」をつくることが重要である。そのためには、常日頃の横のつながりやそのプラットフォームづくりが必要である。

中間支援組織は、協働のコーディネーター としてだけではなく、区民や活動団体等が気 軽に集う場や、地域活動に関する情報の拠点 としても位置付けています。

また、自ら地域に出ていき、協働への参加を促すアウトリーチ機能も中間支援組織の要素として必要であると考えています。 (17~19頁)

⑦「台東区協働指針」の策定に反対である。 指針では、区と協働のパートナーの対等性 が謳われているが、区民と外国人(団体)が 対等な関係になりかねず、主権者である区民 に対する権利侵害である。

協働は、区と協働のパートナーが一緒にま 生 ちをよくしていこうとの想いをもって、共通 する地域課題の解決に向けて協力しあう手 法の一つであり、重要な取組みであると考え ています。

緊急時、区民が一番頼りにするのは公的機関であって、法人などの民間団体ではない。 区民に最も密着した自治体である区が、区民生活の諸問題を解決することが最重要であり、その都度、状況に応じた施策を立案して解決すればよい。中間支援組織も不要である。

協働を進める上では、区と協働のパートナーは協働の原則をしっかり認識し、より効果的・効率的な区民サービスの提供が出来るよう努めていきます。(8~10頁)

(2) 協働における基本的な考え方について (7件)

ご意見

区の考え方 (修正がある場合はその内容)

⑧協働のパートナーは多様な活動団体を想定しているが、庁内において、一つの部署では 実現が難しく他部署との連携が必要な課題も 発生することが想定される。その際に必要と なる情報・意見交換、部署間調整などの役割 について、庁内である程度明確にしておく必 要がある。 全庁的に協働事業を推進し、必要に応じて 他部署との連携を図ることが出来るよう協 働体制の整備を進めていきます。(16 頁)

⑨「活動組織に関する原則」を全て兼ね備えた団体はかなり限られているのが現状である。もし原則間の重要性の順位を想定していれば、ご提示頂きたい。

また、「補完性」を協働の主体間でどのように支えるのかを仕組みとして明確にしておくことで、より円滑な協働が可能になると思う。

活動組織の原則に重要性の優劣はありません。事業を進める過程で、その原則を満たすよう団体が成長していくことが大切であり、それが協働の効果でもあります。(9頁)

「補完性」に関しては、協働事業の性格によって互いの役割も異なります。両者の特性を活かし合い、円滑に協働を進めていくことができるよう取り持つことも中間支援組織に必要な要素の一つと考えています。

(17~18 頁)

ご意見	区の考え方
_,5,5	(修正がある場合はその内容)
⑩「協働のパートナー選び」の「自立することが見込まれる組織であるか」という項目について、行政としての多様な協働のあり方や多様な公益活動の活性化を求めてゆく上では、この視点に寄らない選定の指標を検討していくことも重要ではないか。	協働のパートナーを選ぶ際は、協働事業を通して、将来自立していく見込みがあるかどうかの視点を大切にしたいと考えています。また、組織基盤の「自立」だけでなく、組織として自主性、主体性を持ち「自律」した活動をしているかどうかの視点も踏まえ、協働のパートナー選びにある「自立」の文言を「自
⑪協働における区の役割として、提案事業を 区政の視点から調整を加える、また協働事業 実施にあたっての区民間の利害調整等につい てもご協力頂けると、協働がより円滑に進め られるのではないか。	立(自律)」としました。(12、15頁) 提案事業の調整や区民間の利害調整も含めて、協働を円滑に進めるための支援や環境整備も区の役割であると考えています。(14頁)特に、中立的な立場で協働を推進する中間支援組織の整備は、区の協働を支える仕組みの一つとして、指針に盛り込んでいます。(6、18頁)
②多様化・複雑化する地域社会の未来において、NPOは重要な役割の担い手であり、さらには行政とNPOが対等なパートナーとして地域課題に対応するための「協働」が、非常に大きな意味を持つことになると思われる。	本指針においては、専門性や柔軟性を持つ NPOを協働のパートナーとして位置付け ており、地域社会の担い手として欠かせない 役割を担っていると考えています。(8頁)
⑬区内にあるNPOの認知・関心が低いので、 その活動内容を多くの区民と共有することが 今後必要である。	協働推進の前提として、区民へのNPOをはじめとした地域の活動団体に関する情報の提供・発信が重要であると考えています。また、団体等の情報共有・意見交換、交流の提り創出にのいては、中間主援の第20世界の
④NPOなど区内の市民活動団体、町会等コミュニティ組織、企業・商店会など、互いがどのような公益活動を行っているのかを共有する機会(懇談会、情報交換会)を設けることにより、それら相互の協働を推進することに繋がると考えられる。	の場の創出については、中間支援組織に必要な機能として盛り込んでいます。(17~19頁)

(3)中間支援組織について(5件)

ご意見	区の考え方
こ思兄	(修正がある場合はその内容)
⑤中間支援組織のコーディネート力により、 地域が主体的に取り組むことができる新たな 協働活動が生まれると思う。	中間支援組織の設立は、区の協働を支える 重要な仕組みとして位置付けています。中間 支援組織が、地域に溶け込み、協働の入口と しての身近な存在となるよう、今後、整備に 向けて検討していきます。(6、17~20頁)

ご意見	区の考え方 (修正がある場合はその内容)
⑩中間支援組織の働きによってNPOの活動 レベルが底上げされていくことは、協働の推 進体制の強化、ひいては地域社会の充実につ ながっていくことになると思う。	中間支援組織は、協働のコーディネートだけではなく、区内の活動団体が、その専門性をさらに地域で発揮するための様々な取組みを行うことが重要であると考えています。(18~19頁)
⑩中間支援組織の運営に対して、より客観性を保った評価を行い、効率的かつ効果的な協働の中間支援を実現するために、評価機能に特化した、コミュニティ活動や公共サービス、協働についての専門家(実践者、学識経験者など)などにより構成される第三者委員会を設置することが望ましい。	中間支援組織の運営委員会については、学 識経験者や市民活動を行っている方など、多 様な立場の方が参画できるような客観性を 担保できる組織を想定しています。今後、効 率的、効果的な中間支援組織となるよう整備 に向けて検討していきます。(20頁)
®中間支援組織には、非常に幅広くかつ専門的な知識や技能、さらに経験が求められる。 そのため、中間支援組織の実施主体をどのような指標で選定し、確保するかについて、今後検討する必要がある。	中間支援組織の実施主体は、高度な専門性及び自立的な組織基盤が求められます。 今後、同組織に必要な要素、機能、基盤等の視点を充分念頭に置きながら、実施主体の選定も含め、整備に向けて検討していきます。(17~20頁)
⑩中間支援組織の構成等、具体的な取組みについて、区民に情報を事前に公表しながら進めてほしい。	中間支援組織の検討等、協働の実現に向けた取組みについて、HPや広報等を活用し、情報発信しながら進めていきます。

台東区協働指針 伝統と創造の協働を目指して

平成26年3月発行(平成25年度登録第68号)

発行 台東区

編集 台東区区民部区民課

電話 03-5246-1111 (代表)



台東区協働指針

伝統と創造の協働を目指して